

紙類の判断の基準等の見直しについて（案）

1. 判断の基準等の見直しについて

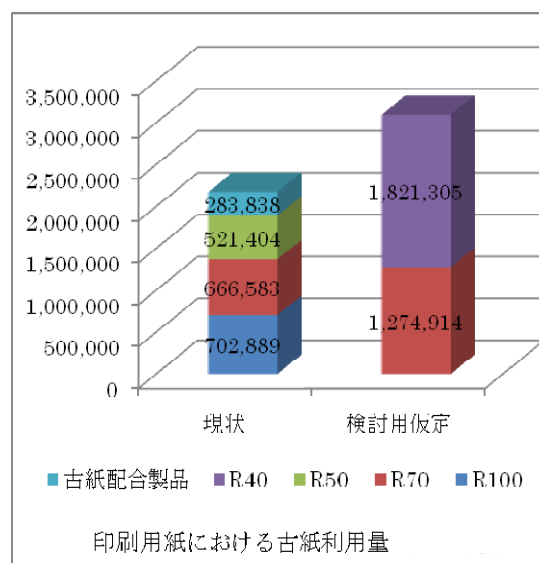
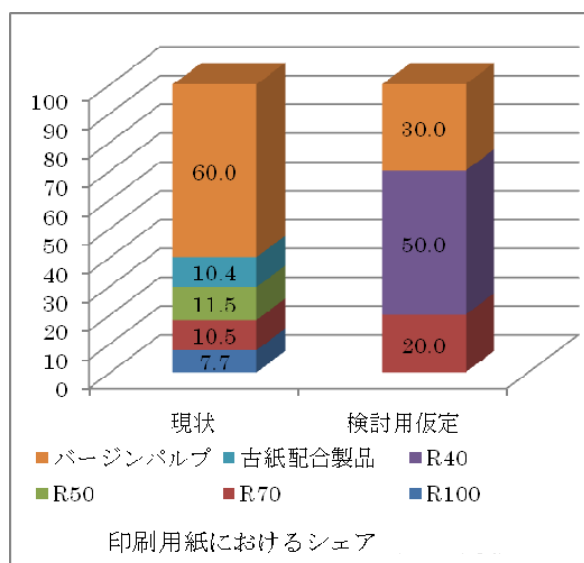
（１）古紙パルプの一定量の置換

第２回検討会における検討結果を踏まえ、コピー用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙及び印刷用紙について、古紙パルプに対して、一定量の間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、及び将来的に持続可能な森林経営につながる概念としての「環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ」への置き換えを認めることとし、パブリックコメントを実施した。

紙パルプ配合率の見直しに係る基本的な考え方

- 廃棄物の削減、資源の有効利用、森林資源への需要圧力の緩和による公益機能の維持等の観点から、紙類及び紙製品への古紙パルプの使用は極めて重要であり、引き続き古紙のグレードに応じた古紙利用の推進を図ること
- 紙はリサイクルを繰り返すことにより品質の低下を招くものの、一般的に３～５回程度のリサイクルが可能であり、品質低下の少ない紙のリサイクルを推進していく必要がある。ただし、紙全体のライフサイクルを勘案すると、紙の生産には一定量のバージンパルプの投入が必要であること
- バージンパルプの原料としては、資源の有効利用等の観点から、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の未利用資源により製造されたパルプの優先的使用の促進を図ること
- 将来的に持続可能な森林経営につながる概念として「環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ」を追加するとともに、一定量の利用を需要が逼迫している古紙パルプとの置き換え措置として認めることにより、森林資源の量的回復に努めるとともに、持続可能な森林経営に関わる要件の国際的な合意形成の推進を需要サイドからも支援すること

なお、本判断の基準等の見直し案は、日本製紙連合会が「環境に関する自主行動計画」において掲げている 2010 年までの目標である古紙利用率 62%への向上が着実に実施されていくこと（紙から紙へのリサイクルの推進、古紙の品質の向上）を前提として検討を実施している。



環境省が検討用に想定している平均古紙利用率 35%を満足するマーケットバランスは、上図のとおりとなる。現状の古紙パルプ配合率と市場シェアの関係を検討するに当たって想定した古紙パルプ配合率と市場シェアのバランスであるが、現在、中低配合率となっている印刷情報用紙に対して、全体的に古紙を配合していくことで更に古紙利用を進めることは可能であり、日本製紙連合会が目標としている平均古紙利用率 35%も満足している（検討用仮定の平均古紙利用率は 35.1%となる）。

（２）パブリックコメント結果を受けて

今回の紙類の判断の基準等の見直し案に対する意見は提出された意見全体の約 4 割に当たる 114 件を占めており、うち 6 割に当たる 73 件が現行の判断の基準を維持すべきとの意見であった。このように古紙パルプ配合率の変更については、反対とする意見が多い状況であった。

パブリックコメントにおいて提案した古紙パルプ配合率の考え方は、原則として現行の古紙パルプ配合率を維持しつつ、環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ等への一定量の置き換えを認めるものであるが、こうしたパブリックコメント結果を踏まえ、古紙パルプの高配合を推奨することを明確に示すため、調達に当たっての配慮事項として「古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること」を追記する案を提案する。

以下にコピー用紙に係る判断の基準等の見直し案を示す。

コピー用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち 30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。 ②塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g/m²以下であること。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 <u>②古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</u> ③バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
-------	---

2. 古紙利用状況の把握及び判断の基準等の見直しについて

今回の判断の基準等の見直しは、前述のとおり日本製紙連合会の 2010 年の目標である古紙利用率 62%が適切に達成されることを前提に検討しているものである。古紙の利用状況には従来の環境物品等の市場シェアを確認するとともに、古紙の利用総量等の調査を行いつつ、実態把握を行う必要がある。

このため、今後目標年度までの古紙利用状況に応じ、判断の基準等を適切に見直し、古紙利用促進のために必要な改訂を行っていくこととする。